

令和5年度 雪下ろし費用補助事業申請の流れ

1. 積雪状況の確認

申請者は雪下ろしを実施する前に民生委員児童委員に連絡し、積雪状況を確認してもらう。

- 必ず雪下ろしをする前に、確認していただきますようお願いします。
- 助成回数に制限はありませんが、申請毎に積雪状況の確認が必要となります。
- この事業は、人命保護を目的として実施しているもので、現に生活を営んでいない建物（物置小屋、車庫など）は対象外となります。

※本事業には審査があるため申請者自身に対象要件に該当する世帯であるかの確認をお願いします。

2. 雪下ろしの実施

雪下ろしが必要であると認められた場合、申請者が直接業者に依頼して雪下ろしをしてもらう。

（業者については、別紙資料3を参照）

- 市では雪下ろし業者のあっせんはしておりませんので、各自で依頼していただきますようお願いしております。
- 費用は、一旦お支払いただきます。

3. 申請

雪下ろしが完了したら、申請者は民生委員児童委員が持っている申請書に記入し、雪下ろし費用の領収書を添付して市に申請する。

- 申請書の確認者氏名を記入、押印お願いいたします。
- 確認年月日は確認した日（実施日かその前日）をご記入ください。
- 申請は3月29日（金）までに行うこと、振込口座は申請者ご本人の口座にすることをお伝えください。

4. 審査

市の担当者が、補助要件（市民税非課税世帯であること等）に該当するか確認する。

5. 決定（却下）

雪下ろし費用補助決定・却下通知書により、申請者に補助の可否を通知します。

《補助決定》

雪下ろしに要した費用または16,500円のいずれか低い額を支給します。

- 費用が16,500円以下の場合： 費用全額を支給
- 費用が16,500円を超える場合： 16,500円を支給、超えた額は自己負担

補助金振込日を決定通知書に記載します。